

飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の拡大により事業活動の継続が困難等の悪影響が及んでいる県内中小企業者の新たな取組を支援するため、その事業に必要な費用の一部について、予算の範囲内において飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金の交付等に関しては、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「新型コロナウイルス感染症」とは、令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症のことをいう。
- (2) 「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、長野県内に事業所を有する以下の要件を全て満たす中小企業者で、日本標準産業分類（平成25年10月改定）の大分類「宿泊業、飲食サービス業」「運輸業、郵便業」「小売業、卸売業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」に該当する者を中心とする3者以上で形成されたグループ（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業活動の継続が困難等の悪影響が及んでいること。
- (2) 公序良俗に反する事業又は公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業を行う事業者でないこと。

2 補助金の交付を受けようとする中小企業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

- (1) 暴力団（長野県暴力団排除条例（平成23年3月17日長野県条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第14条に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれらを利用している者

- 3 より多くの事業者を支援するため 1 グループ 1 回のみの申請とする。（グループの構成者の 5 割以上が同一事業者の場合は 1 グループとみなす。）

（補助対象経費及び補助率）

第 4 条 補助金の対象経費は、補助事業者が行う新たな取組に必要な経費であって、地域における課題を解決するとともに持続可能な事業活動に資するものとし、具体的な対象経費及び補助率等は別表のとおりとする。

- 2 消費税及び地方消費税並びに振込手数料は補助対象経費から除く。
- 3 第 1 項に定める経費のほか、知事が特に認める経費を補助対象とすることができる。

（交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書（様式 1 - 1）
 - (2) 誓約書（様式 1 - 2）
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、第 1 項の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第 6 条 知事は、第 5 条第 1 項による交付申請書の提出があったときはこれを受理し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、様式第 2 号により交付を申請した者に通知するものとする。

- 2 知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条の規定に基づく緊急事態宣言の発令日（令和 2 年 4 月 7 日）以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。
- 3 知事は、補助金の交付の決定に当たって、前条第 2 項の規定により消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、消費税等仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない交付の申請がなされたものについては、消費税等仕入控除税額について、第 11 条第 1 項に規定する補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から10日以内とする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた補助事業者は規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。
 - ア 補助対象経費の区分毎に20パーセント以内の金額の変更である場合
 - イ 補助事業の目的に変更をもたらすものでない、事業計画の細部の変更である場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、補助事業計画遅延等報告書(様式第5号)により速やかに知事に報告しその指示を受けること。
- (5) 補助事業が、国(国所管の独立行政法人等を含む)の他の補助金等を活用する事業でないこと。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。

(状況報告)

第9条 規則第10条の規定による状況報告は、補助事業遂行状況報告書(様式第6号)によるものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了(第8条第1項第3号の規定による補助事業廃止の承認を受けたときを含む)したときは、その日から起算して15日を経過した日又は知事が定める日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

- (1) 補助事業実績書(様式7-1)
- (2) 消費税額等の確定に伴う報告書(様式第11号)(消費税等仕入控除税額が確定した場合)
- (3) 取得財産等管理台帳の写し(様式第12号)(該当がある場合に限る)
- (4) 産業財産権等取得等届出書(様式第14号)(該当がある場合に限る)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(額の確定)

第 11 条 知事は前条第 1 項の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 8 条第 1 項第 2 号に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 前項及び規則第 13 条の補助金等の額の確定通知は様式第 8 号によるものとする。

3 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付してその超える部分の補助金の返還を命ずる。

4 前項の補助金の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付）

第 12 条 前条に基づく補助金の額の確定通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、第 6 条第 1 項の交付決定を行った後において、補助事業の一部が遂行されたと認めるときは、当該部分に係る経費の額の 9 割を上限として概算払をすることができる。

3 補助事業者は、前項の概算払を受けようとするときは補助金概算払請求書（様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 13 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第 11 号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取り消し）

第 14 条 知事は、第 8 条第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第 6 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、この要綱若しくは規則又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が、法令に違反した場合

(6) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(申請手続き)

第15条 第5条第1項に規定する交付申請、第8条第1項第2号に規定する変更承認申請及び同項第3号に規定する承認申請、第9条第1項に規定する状況報告、第10条第1項に規定する実績報告、第12条第1項及び第3項に規定する交付請求、第16条第2項に規定する処分承認申請は、産業労働部営業局に行うものとする。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第12号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第10条第1項に定める実績報告書に様式第12号による取得財産等管理台帳を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 取得財産等のうち、規則第19条に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とし、同条第2項に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に準じるものとする。

- 2 補助事業者は、規則第19条に規定する知事の承認を受けようとするときは、処分承認申請書（様式第13号）により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 3 知事は、規則第19条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(産業財産権等に関する報告)

第18条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した様式第14号による産業財産権等取得等届出書を知事に提出しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第 19 条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(雑則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 30 日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象 経費	支出項目 (経費区分)		内 容
	① 器具備品費	パソコン・WiFi・タブレット端末の購入・リース・レンタル料、運搬容器（保冷・保温ボックス等）、真空パック機、ショーケース、冷蔵庫・冷凍庫、調理器具（業務用オーブン等）、等	
	② 車両費	キッチンカー・移動販売車・宅配用自動車・バイク・自転車等の購入・リース・レンタル料 等	
	③ 販売促進費	印刷物製作費（メニュー表・チラシ・ポスター等）、PR映像製作費、広告掲載費、WEBサイト等制作委託費、WEBサイト登録費、看板・POP・のぼり製作費 等	
	④ その他	宅配代行サービスに係る初期登録料、新たな取組に必要な店舗等内装工事費 等	
補助率	ソフト事業 10/10 以内 ※ハード事業以外の事業 ハード事業 9/10 以内 ※資産形成に資するもの (1件10万円以上の備品の購入等)		
補助額	(上限) 300 万円		

長野県知事 様

郵便番号

住 所

グループ名

申請者名

飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金交付申請書

飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業計画書（様式1-1）
- 2 誓約書（様式1-2）

補助事業計画書

1 申請者等の概要

(1) 申請者（グループ代表者）

代表者名		代表者の所属	
電話番号		E-mail	
連絡担当者		部署	

(2) グループの構成事業者（多数の場合は別紙可）

会社やお店の名称	業種	所在地	資本金	従業員数
(代表者欄)				

(3) グループへの協力者（多数の場合は、別紙可。記入は必須ではありません）

会社やお店の名称	業種	所在地	資本金	従業員数

2 補助事業計画

グループ名	
事業名	
事業タイプ	ソフト / ハード / ソフト・ハード (該当項目に○印記入)
実施箇所	
実施期間	開始：令和 年 月 日 終了：令和 年 月 日
事業概要	①事業目的（新型コロナウイルス感染症の影響、地域の課題解決につながる内容を記載） ②事業内容 ③事業効果 ④経営指導員等からのアドバイス ⑤その他

(次ページに続きます)

3 収支計画

(1) 収入

(単位：円)

項目	予算額	備考
県補助金	円	飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金
自己資金	円	
借入金	円	
その他	円	
合計	円	

(2) 支出

経費区分		内容 (積算)	事業費 a	対象経費 b	補助率	補助額 c (b×補助率)
ソフト事業	①器具備品費		円	円	/	/
	②車両費		円	円		
	③販売促進費		円	円		
	④その他		円	円		
	小計			円		
ハード事業	①器具備品費		円	円	/	/
	②車両費		円	円		
	④その他		円	円		
	小計			円		
合計			円	円		円

※記載内容が多い場合は、適宜、行数・ページ数を追加してください。

誓約書

次の1～4にいずれも該当することを誓います。

なお、これに反する事実が判明したことにより補助金の交付の決定が取り消された場合には、交付された補助金を定められた期限内に全額返還することについて同意します。

- 1 グループを構成する事業者全てが本計画に賛同していること
- 2 グループを構成する事業者全てが長野県内に事業所を有する中小企業者であること
- 3 本事業実施にあたり、国または県等の補助金の交付を受けていないこと
- 4 グループを構成する事業者全てが長野県暴力団排除条例（平成23年3月17日長野県条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと

郵便番号

住 所

グループ名

申請者（グループ代表者）

住所
補助事業者の氏名又は名称

年 月 日付けで申請のありました飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金については、長野県補助金等交付規則（昭和34年規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次の条件を付して 円を交付します。

令和 年（ 年） 月 日

長野県知事 阿部 守一

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
- 3 補助金の確定額は、補助事業完了後に提出した補助事業実績報告書の審査の結果により、交付すべき補助金の額が確定したときに認められた補助対象経費の額又は本通知書に記載された補助金額（補助事業の内容が変更された場合に補助金の額の変更に係る通知を受けたときは変更後の額）のいずれか低い額とする。
- 4 補助事業者は、規則及び飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定めるところに従わなければならない。
- 5 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額すること。

長野県知事 様

郵便番号
住 所
グループ名
申請者名

飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金に係る変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金交付要綱第8条第1項第2号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

(備考)

以下、様式第1号の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

長野県知事 様

郵便番号

住 所

グループ名

申請者名

飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業に係る事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金交付要綱第8条第1項第3号の規定により承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由

- 2 中止の期間（又は廃止の期日）

- 3 中止（廃止）後の措置

長野県知事 様

郵便番号

住 所

グループ名

申請者名

飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業に係る補助事業計画遅延等報告書

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定通知のあった飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業に係る補助事業について、飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金交付要綱第8条第1項第4号の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の概要
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 補助事業に要した経費
- 4 遅延又は困難な理由及び原因
- 5 今後の措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

年 月 日

長野県知事 様

郵便番号
住 所
グループ名
申請者名

飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業に係る補助事業状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業に係る補助事業について、交付要綱第9条の規定により、年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

2 収支決算

(1) 収入

項目	予算額	決算額	備考
県補助金	円	円	飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金
自己資金	円	円	
借入金	円	円	
その他	円	円	
合計	円	円	

(2) 支出

経費区分		内容 (積算)	事業費 a	対象経費 b	補助率	補助額 c (b×補助率)
ソフト事業	①器具備品費		円	円	/	/
	②車両費		円	円		
	③販売促進費		円	円		
	④その他		円	円		
	小 計			円		
ハード事業	①器具備品費		円	円	/	/
	②車両費		円	円		
	④その他		円	円		
	小 計			円		
合 計			円	円		円

※記載内容が多い場合は、適宜、行数・ページ数を追加してください。

年 月 日

長野県知事 様

郵便番号
住 所
グループ名
申請者名

飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業に係る補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業に係る補助事業を実施したので、長野県補助金等交付規則第 12 条及び飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 事業期間

開始 令和 年 月 日 終了 令和 年 月 日

2 添付書類

- (1) 補助事業実績書（様式 7-1）
- (2) 消費税額等の確定に伴う報告書（様式第 11 号）（消費税等仕入控除税額が確定した場合）
- (3) 取得財産等管理台帳の写し（様式第 12 号）（該当がある場合に限る）
- (4) 産業財産権等取得等届出書（様式第 14 号）（該当がある場合に限る）
- (5) その他知事が必要と認める書類

補助事業実績書

グループ名称： _____

1 補助事業の概要

(1) 補助事業の内容（補助金を活用して行った取組）
(2) 補助事業による成果・経営にもたらした効果

2 支出内訳

経費区分		内容 (積算)	事業費 a	対象経費 b	補助率	補助額 c (b×補助率)
ソフト事業	①器具備品費		円	円	/	/
	②車両費		円	円		
	③販売促進費		円	円		
	④その他		円	円		
	小 計			円		
ハード事業	①器具備品費		円	円	/	/
	②車両費		円	円		
	④その他		円	円		
	小 計			円		
合 計			円	円		円

※記載内容が多い場合は、適宜、行数・ページ数を追加してください。

（補助事業者の氏名又は名称）様

長野県知事

飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業費補助金に係る交付額の確定通知書

年 月 日付で（変更）交付決定した飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業費補助金については、長野県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円（千円未満切り捨て）

長野県知事 様

郵便番号
住 所
グループ名
申請者名

飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業費補助金として、下記金額を概算払されるよう飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業費補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定により請求します。

記

概算払請求額 金 円（千円未満切り捨て）

補助事業に 要する経費	交付決定額	概算払 受領済額	今回概算払 申請額	残 額
円	円	円	円	円

振込銀行名	銀行（金融機関コード【4桁】： ） 支店（支店コード【3桁】： ）		
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
【フリガナ】 口座名義	【 】		

添付書類

- (1) 取得財産等管理台帳の写し（該当がある場合に限る）
- (2) 支出関係書類（領収書・請求書等）

飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業費補助金に係る
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日

長野県知事 様

(補助事業者)

住 所

グループ名

申請者名

飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業費補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額 (知事が確定通知書により通知した額)
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2)

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の 10 パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

取得財産等管理台帳

財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
			円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第17条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
3. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
4. 処分制限期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に定める期間を記載すること。

番 号
年 月 日

長野県知事 様

郵便番号
住 所
グループ名
申請者名

飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業費補助金財産処分承認申請書

飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2 処分理由

番 号
年 月 日

長野県知事 様

郵便番号
住 所
グループ名
申請者名

飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業費補助金に係る
産業財産権等取得等届出書

飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業費補助金交付要綱第 18 条の規定に基づき、下記のとおり産業財産権等の取得（出願、譲渡、実施権の設定）をしたので届け出ます。

記

- 1 産業財産権等の種類及び番号
- 2 産業財産権等の内容
- 3 相手先及び条件（譲渡、実施権設定の場合）